

重度障がい者（児）医療費助成制度における 精神障がい者の適用改善に関する意見書

静岡県における重度障がい者（児）医療費助成制度は昭和48年（1973年）に事業開始されたが、精神障がい者に対しては、ようやく平成24年10月から精神障がい者手帳1級所持者に適用されるようになった。しかし、平成18年からこの問題について要望を続けてきた静岡県精神保健福祉会は、少なくとも精神障がい者手帳2級、3級所持者の精神科入院医療費については、この制度の対象に加えるべきと主張している。

精神障がい者の場合、その病状、症状は常に一定であるとは限らず、また障がい程度の判定作業も複雑、微妙な要素を持っており、認定された等級が障がいの実態を至当に反映していないケースも稀ではないと言われる。

静岡県精神保健福祉会が平成22年に行った8カ月間の実態調査の結果を見ると、一般的に症状の重さの指標となる入院経験者の割合は1級所持者が約45%（うち約90%が7カ月以上）であったが、2級、3級所持者でも約16%（うち約51%が7カ月以上）であったこともそれを裏付けるものである。また平成22年の厚労省データによると、県内の1級所持者は手帳所持者の約10%で全国平均16.8%をかなり下回っている。

これらの実態から家族会は、県内の2級以下の精神障がい者の中には、「潜在的1級所持者」がかなりいるのではと指摘するが、精神障がい者の病気の回復は必ずしも順調な過程をたどるものではなく、種々の原因により再発・悪化したときは入院を余儀なくされる。このような場合は一時的にも「精神疾患の重度状態」というべきである。

また、入院を経験するような状態の精神障がい者の殆んどは就労が困難で障がい年金程度の収入しかなく、とりわけ入院医療費の負担は障がい者家庭に重くのしかかっているのが実情である。

これらを考慮すれば、静岡県の重度障がい者（児）医療費助成制度においては、精神障がい者手帳1級所持者に加え、2級及び3級手帳所持者の精神科入院医療費も対象に含めるよう制度を改めるべきであると考えます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 3月20日

静岡県牧之原市議会

宛先

静岡県知事